

【資料3】

船橋市図書館指定管理者評価票

施設名	船橋市中央図書館・船橋市東図書館・船橋市北図書館																									
指定管理者	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体																									
評価対象年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※指定期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）の1年目																									
所管課	教育委員会 生涯学習部 西図書館																									
評価委員会	船橋市図書館指定管理者評価委員会 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>氏名</th><th>所属団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td><td>齊藤 誠一</td><td>千葉経済大学短期大学部 ビジネスライフ学科教授</td></tr> <tr> <td></td><td>小高 健一</td><td>千葉県税理士会船橋支部</td></tr> <tr> <td>職務代理</td><td>黒澤 真澄</td><td>船橋市図書館協議会</td></tr> <tr> <td></td><td>青島 哲子</td><td>船橋市地域文庫連絡会</td></tr> <tr> <td></td><td>神谷 知子</td><td>船橋市小学校長会</td></tr> <tr> <td></td><td>鈴木 颯介</td><td>公募委員</td></tr> <tr> <td></td><td>鎌田 光治</td><td>公募委員</td></tr> </tbody> </table>			氏名	所属団体	委員長	齊藤 誠一	千葉経済大学短期大学部 ビジネスライフ学科教授		小高 健一	千葉県税理士会船橋支部	職務代理	黒澤 真澄	船橋市図書館協議会		青島 哲子	船橋市地域文庫連絡会		神谷 知子	船橋市小学校長会		鈴木 颯介	公募委員		鎌田 光治	公募委員
	氏名	所属団体																								
委員長	齊藤 誠一	千葉経済大学短期大学部 ビジネスライフ学科教授																								
	小高 健一	千葉県税理士会船橋支部																								
職務代理	黒澤 真澄	船橋市図書館協議会																								
	青島 哲子	船橋市地域文庫連絡会																								
	神谷 知子	船橋市小学校長会																								
	鈴木 颯介	公募委員																								
	鎌田 光治	公募委員																								

総合評価		
------	--	--

※総合評価は「評価委員会による評価」だけを対象に評価する

※総合評価の基準は下記「総合評価の基準」を適用する

総合評価の基準	
S	評価表の評価項目がS・Aいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	評価表の評価項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない

項目別評価状況	
S	要求水準・提案水準を上回る
A	要求水準・提案水準と同等である
B	要求水準・提案水準を下回るが、速やかな改善が見込める
C	要求水準・提案水準を下回り、抜本的な見直しが必要である
段階外	今年度は要求・提案上の取り組み事項がない、または行えないことにつき 正当な理由があるため、評価は見送る

要求水準…基本協定書、年次協定書、仕様書等で求める水準

提案水準…事業計画書等で提案された水準

※要求水準が提案水準を下回る場合、提案水準をもって評価する

＜評価の考え方と記し方＞

- ① 記述欄には具体的にどのような要因からその評価が導かれたかの説明や、今後改善を要する事項を記すこと。館毎に状況が異なり、それぞれに特記の必要がある場合はもれなく記すこと。
- ② 事業報告書に記載のある場合を除き、指定管理者は自らの評価の根拠となる資料を添付すること。
- ③ 船橋市の支援や環境整備が欠けていること、意思決定が遅れたことによる支障が認められる場合は記述欄にその旨を明記すること。またこれらを減点要因とはしないこと。
- ④ 評価は指定管理者、所管課、評価委員会の三者で独立した視点で行うこと。所管課は指定管理者の評価の適切性、評価委員会は指定管理者と所管課評価の適切性も含めて評価すること。

大項目Ⅰ	事業運営計画						
中項目1	図書館に関するサービス						
小項目（1）	図書館サービス						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①カウンター業務（資料の貸出返却、利用登録、相互貸借、予約準備等）						
	②移動図書館業務（東図書館）						
	③学習室の利用に関する業務						
	④レファレンスサービスの適切な対応（職員の配置や実施する場所も含む）						
	⑤展示や企画事業（課題解決支援サービス等の新しいサービスを含む）の企画及び実施						
	⑥蔵書構成を踏まえた計画的な図書館資料の選定・収集、管理の体制及び方法（公民館図書室等の資料を含む）						
	⑦ハンディキャップサービス						
	⑧高齢者サービス						
	⑨多文化サービス						
	⑩地域・行政資料サービス						

小項目（2）	子供の読書活動推進						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①子供の読書活動推進への取組み（児童）						
	②子供の読書活動推進への取組み（青少年）						
	③学校と図書館との連携への取組み						
小項目（3）	広報業務						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①図書館の役割、利用方法の周知、利用の促進のための積極的な情報発信						
小項目（4）	図書整理日に行う業務の実施						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①開館日に行うことが困難な作業、訓練、研修等						
小項目（5）	館内及び館外の利用環境の維持						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①館内及び館外の快適な利用環境の維持及び利用者の利便性への配慮						

中項目2		サービスの向上と利用促進					
小項目（1）		利用者へのサービス向上					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①各図書館のニーズの把握及びサービスへの反映						
小項目（2）		利用促進への取り組み					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	指定管理者	所管課	評価委員会
	①図書館の利用促進を図るための取り組み						

中項目3		職員の配置と育成					
小項目（1）		職員配置計画					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①資格や経験の有無、適性等を考慮した職員配置						
	②人員配置及び勤務体制（勤務シフト表）						
	③労働条件及び賃金の確保						
小項目（2）		館長、館長代理					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①館長、館長代理としての知識・技術						

小項目（3）		職員研修					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①図書館職員としての資質向上を図るための職員の育成や研修の実施						
	②管理運営全般に係るマニュアルの作成・更新						
	③接遇、救命救急等の業務に対する研修の実施						

中項目4		関係機関との連携					
小項目（1）		他館等との連携					
細項目	①市内の4図書館及び公民館図書室等、並びに他市の図書館、または関連する施設との連携や協力体制	指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
小項目（2）		地域との連携					
細項目	①地域の住民や団体等との連携	指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
小項目（3）		市との連携					
細項目	①市の各部署との連携及び行政支援サービス	指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会

大項目Ⅱ	管理に係る収支予算等						
小項目（1）	収支計画						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①適切な収支予算の設定及び安定した運営管理が行える収支計画の実施						
小項目（2）	効率的な管理運営						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①効率的な管理運営への取組み						
	②市負担経費を削減する工夫・取組み						
小項目（3）	財務・経理業務						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①経理全般（経理担当者・経理監督者の位置付け等体制、管理状況）						
	②物品等の販売に関する事務及び代金の徴収						

大項目Ⅲ	施設及び設備の維持管理計画						
小項目（1）	施設の整備・運用						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①施設の維持管理を良好に行うための設備・備品等の法令及び日常点検等の実施体制						
	②快適な環境を維持するための衛生管理業務の実施						
	③警備業務の安全確保及び管理運営						
	④計画的・効果的な修繕業務						

大項目Ⅳ	管理運営に関する計画						
小項目（1）	安全対策と緊急時対応						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①利用者の安全対策と業務上の事故防止						
	②事故・災害等への対応						
小項目（2）	苦情・トラブルへの対応						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①苦情・トラブルの未然防止と発生後対応						
小項目（3）	個人情報保護と秘密保持						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①個人情報の取扱い、守秘義務、秘密保持義務及び情報公開						
小項目（4）	モニタリングへの考え方（自己評価の方法）						
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①独自で行う自己評価及び評価への対応						

小項目（5）		環境への配慮					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、廃棄物の抑制、環境負荷の低減に資する物品の調達、騒音・振動の防止等						
小項目（6）		業務の適正処理					
細項目		指定管理者 自己評価	所管課評価	評価委員会 評価	特記事項記述		
					指定管理者	所管課	評価委員会
	①法令等の遵守等						
	②業務・文書の適切な処理						